

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
見直し項目名	指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条第3項に規定する指定会社等が、国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する一定規模以上のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を2分の1に軽減する特例措置を、平成26年3月31日をもって廃止する。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法附則第15条第27項 ・ 地方税法施行令附則第11条第29項、第30項 ・ 地方税法施行規則附則第6条第47項、第49項、第50項 		
増収見込額	[平年度] +16 (▲16)	[改正増減収額] -	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>平成24年度税制改正大綱において、本特例について「その適用期限を2年延長した上、廃止」することとされていることに従い、廃止するものである。</p>		
ページ		1—1	